

第2回 玉野市空家等対策協議会
計画素案 第1回会議以降の修正箇所一覧表

ページ	修正前	修正後
24	<p>第3章 空家等対策における施策 (4)多様な主体との連携による推進体制 さらに、複雑な事案等の相談ニーズに対応できるよう、<u>空家等管理活用支援法人の活用を含めて</u>、関係団体等と連携し関連分野の専門家等に直接相談できる機会の提供や専門的な相談窓口の設置を検討します。</p>	<p>第3章 空家等対策における施策 (4)多様な主体との連携による推進体制 さらに、複雑な事案等の相談ニーズに対応できるよう、関係団体等と連携し関連分野の専門家等に直接相談できる機会の提供や専門的な相談窓口の設置を検討します。<u>その際、空家等管理活用支援法人の指定についても検討を行い、指定した場合には適切に連携します。</u></p>
26	<p>②市民意識啓発と醸成 また、関係団体等と連携し、～</p>	<p>②市民意識啓発と醸成 また、関係団体等<u>や空家等管理活用支援法人（指定した場合に限る）</u>と連携し、～</p>
30	<p>(4)特定空家等の解消</p>	<p>(4)管理不全空家等・特定空家等の解消 ③管理不全空家等の所有者等に対しては、法第13条の規定に基づき、所有者等に対して指導や勧告を行います。 これらの措置に当たっては、玉野市空家等対策協議会の意見を踏まえることとします。</p>
30	<p>④特定空家等に対する措置の流れ ～行政処分（命令、行政代執行）を行います。</p>	<p>④特定空家等に対する措置の流れ ～行政処分（命令、行政代執行、<u>緊急代執行</u>）を行います。<u>また、所有者等を覚知することができない場合は、略式代執行を行います。</u></p>
31	<p>◆空家等について対応の流れの図を修正 赤枠以下の部分を追記修正。（別図参照）</p>	
32	<p>◆特定空家等に対する措置の流れ 上部に『「空家等について対応の流れ」から～』の説明を追記。</p>	

(別図)

